慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	欧州連合(EU)の対アジア政策：欧州委員会の文書を中心にして
Sub Title	The European Union and Asia
Author	田中, 俊郎(Tanaka, Toshirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究：法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.11 (1995. 11) ,p.51- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本三郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19951128-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

欧州連合（EU）の対アジア政策

――欧州委員会の文書を中心にして――

田中俊郎

一　はじめに
二　対外関係の構造
三　歴史的展開
四　新アジア戦略
五　おわりに

一　はじめに

一九九四年七月一三日欧州委員会は、理事会に対して『新アジア戦略に向けて』[1]と題するコミュニケーションを発出した。この文書は、EC（欧州共同体）／EU（欧州連合）[2]が初めて策定した包括的なアジア政策を提示したものである。理事会は、同年一一月二八日、欧州委員会の提案を採択し、EUがアジアにもっと目を向けることを決定した。

このことは、EUがふたたびアジアに関心を寄せ始めたことを表しているが、すでに加盟国のレベルでもアジアに

対する関心が深まってきていた。その現れが、EU加盟国の政治指導者たちの一連のアジア訪問であった。前年の一九九三年を例にとると、七月には先進国首脳会議（G―7サミット）が東京で開催され、独、仏、英、伊の首脳だけでなく、EC委員会（ジャック・ドロール委員長病気欠席のため、ヘニング・クリストファーセン副委員長が代行）とEC議長国（ベルギーのジャン＝リュック・デハーネ首相）の代表も訪日した。その前後に、フランスのフランソワ・ミッテラン大統領は、二月にヴェトナム、九月に韓国を訪問した。ドイツのヘルムート・コール首相は、二月にインド、シンガポール、インドネシア、日本、韓国、一一月に中国を訪問した。イギリスのジョン・メージャー首相は、九月にふたたび訪日していたのである。

本稿は、EUの対外政策の中でアジア政策を位置づけるとともに、これまでのEC／EU・アジア関係を歴史的に振り返るとともに、EUが展開しようとしている新しいアジア政策について、欧州委員会の文書を中心に、欧州側から検討することを目的としている。

（1）The Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council, "Towards a New Asia Strategy", *COM* (94) 314, final Brussels, 13. 07. 1994.

なお、本文書でいうアジアとは、二六の国家と経済主体を指し、三つの地理的グループに分類されている。すなわち、東アジアの八つの国家と経済主体（中国、日本、北朝鮮、韓国、モンゴル、台湾、香港、マカオ）、東南アジアの一〇カ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、カンボジア、ラオス、ヴェトナム、ビルマ）、南アジアの八カ国（インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルジブ、アフガニスタン）である。中央アジアにある旧ソ連の五つの共和国は、現在、CIS（独立国家共同体）との関係で取り扱っており、本文書の対象には含まれてはいない。

（2）一九九三年一一月一日マーストリヒト条約が発効し、欧州連合（EU）が発足したが、本稿では、区別できる限りにおいて、それ以前をEC（欧州共同体）と表記し、EC委員会と欧州委員会も区別する。さらに、条約発効以後、それまでのEEC（欧州経済共同体）条約は、経済のEの部分が落ちてEC条約となっている。なお、EEC条約を基礎とする対外関係の主

体は、厳密には一九六七年七月一日に融合条約が発効した後も法人格を有するＥＥＣであるか、ＥＣと表示する。

二　対外関係の構造[1]

ＥＣ／ＥＵの対外関係の初期の時代における基本的な性格のひとつは、「環境世界との交流に対する消極的な姿勢である」。……ＥＥＣは、「専ら内部志向に徹底して、自己充足的小宇宙の形成に全精力を傾け、外部世界との関係を最小限なものに止めたのであった」[2]。そのなかで例外的に積極的に展開されたのが発展途上国との関係であった。

ＥＣの発展途上国との関係は、基本的には宗主国と植民地から出発した。フランスが強く求めたＥＥＣ条約の第四部の規定（海外諸国および領域）は、まさにそのためのものであった。独立後は、ＥＥＣ条約第二三八条に基づく連合協定として、旧仏領を中心としたアフリカ諸国・マダガスカル（ＡＡＳＭ）とのヤウンデ協定（一九六三年七月二〇日調印）およびヤウンデ協定Ⅱ（一九六九年七月二九日調印）、旧英領東アフリカ三カ国とのアルーシャ協定（一九六九年七月九日調印）、さらにＡＣＰ（アフリカ・カリブ海・太平洋）諸国とのロメ協定（第一次協定、一九七五年二月二八日調印）を締結していったのは、他の発展途上国とは異なる特別な関係を維持しようとしたからである。このような発展途上国イコールＡＣＰという認識は、実務家だけでなく、学者の世界においてもみることができる。例えばＭ・リスターの『ＥＣと発展途上世界』[3]は、その壮大な題名からくる印象とは異なり、考察の対象はロメ協定だけである。

毎年出版される『欧州共同体の諸活動に関する一般報告（以下、一般報告）』[4]をみると、それぞれの時期におけるＥＣの対外関係の構造がさらに鮮明になってくる。

その創刊号は、ＥＣＳＣ（欧州石炭鉄鋼共同体）、ＥＥＣ、ＥＡＥＣ（欧州原子力共同体）の三共同体の決定および執行機関が統合され、ＥＣが誕生した一九六七年を取り扱っている。『一般報告』の第五章の対外関係は、共同体の拡大、欧

州諸国との連合協定、連合協定を締結したアフリカ諸国・マダガスカル、海外諸国および領域、通商協定・他の協定、共同体の対外関係と通商政策、共通通商政策からなっていた。共通通商政策のなかでアジア諸国との関係をみいだすことができるが、具体的にはインド、パキスタン、インドネシアが対象となっており、ジュート、手工芸品、ヤシ油、手織布(絹布、綿布)、香料などについて共通対外関税と割当が交渉の主要議題となっていた。(5)

ところが、一二年間の過渡期が終了し、ECの共通通商政策は発動し始めた一九七〇年(第四号)になると、地中海諸国との関係、アフリカ諸国・マダガスカルとの関係、発展途上国との関係、商品・世界協定、非加盟国との通商関係、共通通商政策、国際機関との関係および外交関係という章立てになった。アジア諸国との関係は、非加盟国との通商関係のなかで、米国、ラテンアメリカ、「非連合」アフリカ諸国と並んで、別項目で説明されている。(6)

さらに、第五号(一九七一年)になると、非加盟国との通商関係のなかで、日本が別項目となり、米国とカナダ・オーストラリア・ニュージーランドとの間に挿入された。以後今日まで、アジア諸国のなかで日本のみが、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージランドともに、先進工業国との関係に分類されている。(7)

ところが、第六号(一九七二年)になると、ラテンアメリカおよびアジアの発展途上国との関係という節が初めて登場し、以後今日まで、ECと、日本を除いたアジア諸国との関係は、ラテンアメリカ諸国との関係と同じ節に収録されている。(8) その理由は、後に述べるように、一九七三年一月一日に予定されていたイギリスのEC加盟にともなって、ACPの旧英領の植民地は、EEC条約第二三八条に基づく連合協定(後のロメ協定)の対象国となったが、インドやパキスタンなどのアジアの旧英領発展途上国は、連合協定の対象とならない「非連合諸国」と分類されたからである。

アジアとラテンアメリカを同じ発展途上国のグループに入れていること自体、アジア諸国の発展状況の多様性を無視するものだけでなく、ECの対外関係におけるアジアの優先順位が低いことを表している。しかも、世界銀行のグリッリによれば、ECの開発関心のなかにおけるアジアは、植民地時代に発展し、独立後も維持されてきた強固な結

びつきにもかかわらず、ラテンアメリカよりもさらに周辺に位置している。[9]

ともあれ、第二七号（一九九三年）では、第三章の対外関係は、優先的活動と目標、拡大、中・東欧と旧ソ連の独立諸国家、ＥＦＴＡ（自由貿易連合）、米国・日本・他の工業国家との関係、地中海・中東諸国、アジア・ラテンアメリカ諸国との関係、ＡＣＰ・海外諸国および領域との関係、一般的開発協力、人道援助、多角的貿易交渉（ウルグアイ・ラウンド）、通商政策、国際機関・国際会議の一三節に分類されている。[10]

なお、ＥＵの開発協力政策は、ＥＥＣ条約のなかに明文の規定がなく、「非連合諸国」については第二三五条が使用されてきたが、マーストリヒト条約では、第一七編（第一三〇ｕ条から第一三〇ｙ条）で基本条約のなかに初めて明文化された。[11] マーストリヒト条約の発効にともない、アジア諸国の多くは、第一七編に基づく開発協力政策の対象となっている。

このようにＥＣ／ＥＵの対外関係が発展をみせるにつれて、ＥＣ委員会のなかにおける対外関係の分担についても近年変化がみられる。従来は、ＥＥＣ条約に基づく対外関係全般が対外関係担当委員の所管となってきたが、マーストリヒト条約の発効を前に、一九九三年一月に改組されたドロール委員会は、対外関係を経済と政治に二分し、対外経済関係をサー・レオン・ブリタン副委員長に、対外政治関係をハンス・ファンデンブルック委員の担当とし、開発援助を含む発展途上国との関係をマヌエル・マリン副委員長に分担した。この背景には、マーストリヒト条約が発効すると、これまでの欧州政治協力（ＥＰＣ）に代わって共通外交安全保障政策（ＣＦＳＰ）[12]が始動することになり、ＥＵの外交および安全保障上の役割が増大することが期待されていたからである。さらに、これを支援する官僚機構も改組され、これまで対外関係全般を所管にしてきた第一総局に加えて、対外政治関係を担当する第一―Ａ総局が一九九三年五月に新設された。

ところが、一九九五年一月から登場したジャック・サンテール委員会では、委員の担当がさらに細分されただけで

なく、地理的にも再配分された。サンテール委員長が共通外交安全保障政策、ブリタン副委員長が通商政策全般、対外関係(先進国、中国、韓国、台湾、香港、マカオ)、マリン副委員長が対外関係(地中海、中東、中南米、残りのアジア)、ファンデンブルック委員が対外関係(拡大、中東欧、旧ソ連)、共通外交安全保障政策、在外公館、J・ピンニェイロ委員が対外関係(ACP諸国およびロメ協定)をそれぞれ担当することになった。アジア政策は、ブリタン副委員長の下に日本と、中国、韓国、台湾、香港、マカオの所管が一体化されたが、残りのアジアはマリン副委員長の担当となった。東アジアをひとつにまとめただけでなく、日本と四つの新興工業地域(NIES)のうちの三匹のドラゴンを結びつけていることが特徴となっており、アジア政策も、発展のめざましい東アジアと他のアジア地域を区別し始めたことが看取できる。なお、EC/EUは、台湾とは外交関係がなく、EC/EUの分類では長らく国家貿易諸国の一員として扱ってきた朝鮮人民共和国についても、一九九三年以後他のアジア諸国に分類している。

さらに、アジア諸国のなかで、EC/EUがどのように優先順位をおいてきたかは、欧州委員会代表部および代表事務所を設置してきた順番からもわかる。[13] 一九七四年にアジアで初めて東京に代表部が設置されたが、日本を先進工業国の仲間として分類してきたECにとって当然のことであった。次いで一九七八年にASEANの拠点タイのバンコクに置き、その後は地域大国で、一九八二年にインドのニューデリー、一九八八年に中国の北京、インドネシアのジャカルタ、パキスタンのイスラマバードが続き、さらに一九八九年に韓国のソウル、バングラデシュのダッカ、一九九〇年にフィリピンのマニラ、一九九三年に香港(事務所)に設置されたが、当該国との係争案件の増加に対する対応でもある。

さらに、欧州委員会は、EC/EUの理解者を増やすために、EC/EU学会の設立にも支援してきたが、それぞれの設立年をみても欧州委員会の戦略がわかる。EC委員会は、日本でEC研究者大会を一九七六年に開催して研究者の交流の場をつくり、これから日本EC学会が誕生したのは一九八〇年であった。その後、アジア地域では、日本

でのやり方と参考にして、中国西欧学会（一九八四年）、韓国ＥＵ学会（一九九四年）、タイＥＵ学会（一九九五年）の設立を支援してきている。

（1） ＥＣ／ＥＵの対外関係の構造については、田中俊郎「対外政策」、大西健夫・岸上慎太郎編『ＥＵ　政策と理念』早稲田大学出版部、一九九五年所収を参照されたい。

（2） 大隈宏「ＥＣの対外関係」、細谷千博・南義清編『欧州共同体（ＥＣ）の研究――政治力学の分析』新有堂、一九八〇年、二五八頁。

（3） Marjorie Lister, *The European Community and the Developing World*, Aldershot, Hants., Avebury, 1988.

（4） The Commission of the European Communities, *General Report on the Activities of the Communities* (以下、*General Report*), Luxembourg-Brussels.

（5） First *General Report* 1967, February 1968, p. 401.

（6） Fourth *General Report* 1970, Luxembourg-Brussels, 1971.

（7） Fifth *General Report* 1971, Luxembourg-Brussels, 1972.

（8） Sixth *General Report* 1972, Luxembourg-Brussels, 1973.

（9） Enzo R. Grilli, *The European Community and the Developing Countries*, Cambridge, Cambridge University Press, 1993, p. 271.

（10） 27th *General Report* 1993, Luxembourg-Brussels, 1994.

（11） 田中俊郎「対外政策」前掲書、四五頁。

（12） ＥＰＣからＣＦＳＰへの展開については、田中俊郎「対外政策」前掲書、四七―五一頁を参照されたい。

（13） The Commission of the European Communities, *COM* (94) 314, *op. cit.*, 13. 07. 1994, p. 30. Annex III.

三　歴史的展開

(一)　促進要因

第二次世界大戦後、アジアにおける植民地が独立し、欧州諸国はアジアから撤退し、アジアに対する関心もプレゼンスも急速に失っていった。EC加盟国のなかでは、オランダは独立戦争によってインドネシアを失い、フランスは、とりわけ一九五四年五月のディエンビエンフーの陥落に象徴されるようにインドシナで酷く損害を被った。ポルトガルは、一九六一年にインドによってゴアから、一九七五年にインドネシアによって東チモールから追われ、残すはマカオだけで、これも一九九九年には中国に返還されることになっている。イギリスのみがアジアから比較的順調に撤退したが、ビルマを除いて独立した旧英領植民地が加わった英連邦は、イギリスが期待したようなイギリスのパワー・ベースとはならなかった。今日では香港のみがイギリスの直轄植民地であるが、一九九七年には中国に返還されることになっている。

欧州とアジアの関係は、基本的には例えばベルギーと日本、フランスとフィリピンといった二国間関係として展開してきたが、EECが一九五八年に誕生すると、EECとアジア諸国のバイラテラルな関係が生まれることになった。日本が、EECを承認し、外交関係を樹立したのは一九五九年であり、駐ベルギー日本国大使が三共同体日本政府代表に任命された。他のアジア諸国とEECがと外交関係を樹立したのは、例えばインドが一九六二年、韓国が一九六五年、ちなみに中国は一九七五年であった。(1) このように、アジア諸国とEC／EUとの関係は、基本的には加盟国との関係を含めて二重になっており、なにがEC／EUの権限で、なにが加盟国の権限かの混乱をきたす原因となっている。

しかし、ECとアジア諸国との関係は、前述のように一九六〇年代においても細々としたものであり、関係が本格

化するのは一九七〇年代に入ってからであった。

その背景には、第一に、一九七〇年から共通通商政策が発動し、通商協定もこれまでの加盟国を当事者とする二国間のものからＥＥＣを当事者とするものに切り替えが行われ、二国間協定の延長、更新にはＥＣの決定を必要とし、しかもその有効期限は一年に限定されることになったからである。

第二は、一九六四年以来四年ごとに開催されてきたＵＮＣＴＡＤ（国連貿易開発会議）の決議に応えて、ＥＣが一九七一年に先進国で初めて一般特恵制度（ＧＳＰ）を導入したが、アジア諸国の大部分がその対象となったことである。しかも、その多くが恩恵を享受しており、例えば一九八八年の数字で、一般特恵制度は一三三カ国に適用されているが、上位一〇カ国の内七カ国はアジアである。中国（一位、一三・八％）、インド（三位、九・三％）、タイ（四位、六・三％）、香港（五位、五・六％）、インドネシア（七位、四・三％）、シンガポール（九位、三・九％）、マレーシア（一〇位、三・九％）となっている。[2]

第三は、イギリスのＥＣ加盟である。旧英領のアジア諸国は、イギリスのＥＣ加盟にともなって英連邦特恵制度の適用を段階的に受けられなくなるばかりでなく、ＥＥＣ条約第二三八条に基づく連合協定の対象とならない「非連合諸国」と分類され、前述の一般特恵制度の対象国であるとともに、ＥＥＣ条約第一一三条に基づく通商協定の対象国になったからである。しかし、英国とＥＣの交渉の結果、ＥＣは、一九七二年一月二二日に調印された加盟条約付属の共同趣意宣言（ＪＤＩ）において、英連邦特恵制度の恩典を享受できなくなるセイロン（スリランカ）、インド、マレーシア、パキスタン、シンガポールとの間で「貿易分野において生ずるであろう問題について適切な解決を探る用意がある」と宣言したのである。[3]

(二) バイラテラルな関係の進展

1　日本[4]

EC委員会は、共通通商政策の発動にともない、日本との間で包括的な貿易協定を締結するために交渉に入った。交渉の第一ラウンドは一九七一年九月一七―二四日ブリュッセルで行われ、EC委員会は一一月にも東京でも非公式の話し合いを行った。さらに第二ラウンドは、一九七二年七月六―八日ブリュッセルで行われたが、結局合意に至らなかった。最大の問題は、EC加盟国の一部(フランスやベネルックス諸国)に残っていた対日セーフガード条項をEC共通のものとするというEC委員会の要求であったが、日本はこれを拒否したのである。結局、ECと日本との間には、今日まで包括的な貿易協定が存在せず、加盟国と日本との間の取り決めが残ることになった。しかし、日本だけでなく、米国を含めて欧州域外の先進国は、カナダを唯一の例外として、EUとの間で通商に関する枠組み協定を締結していないのである。[5]

しかし、日・EC間の貿易の増大、とりわけ一九六八年以来EC側の貿易赤字の固定化と増加は、両者の間の対話の制度化へと働いた。日本は、ECSCとは一九六五年から定期協議を行ってきた実績をもっていたが、一九七三年五月四日大平正芳外相のEC委員会訪問を機に、年二回高級事務レベル協議を開始することになり、その第一回が同年六月一二―一三日ブリュッセルで開催された。[6] さらに、一九七四年にはEC委員会駐日代表部が設置され、一九七九年にはEC日本政府代表部が駐ベルギー日本国大使館から分離独立した。一九八〇年代に入ると、一九八三年一月の安倍晋太郎外相のEC委員会訪問を機に、日・EC議長国外相(トロイカ)政治協議が始まり、同年六月を第一回として年二回のペースで行われるようになり、さらに日・EC委員会閣僚会議も設置され、八四年五月、八五年一一月、八六年一二月、九〇年五月、九一年一一月、九三年一月、九四年一一月と開催されてきた。

一九九一年七月一八日には日・EC共同宣言[7]が調印され、自由、民主主義、法の支配および人権の信奉、市場原理、

自由貿易の促進がうたわれ、政治、経済、援助、科学、環境、文化などの分野での協議と協力を強化することが明文化された。制度的には、日本国首相、欧州理事会議長および欧州委員長との首脳会議も常設化され、以後一九九四年を除いて、毎年開催されている。

このような対話の制度化にもかかわらず、ECと日本との間の最大問題は、一九六八年以来EC側の貿易赤字が固定化し、しかもその額も増加を示してきたことである。その間、一九七六年一〇月の「土光ショック」、一九七九年三月の「ウサギ小屋に住む働き中毒」文書、一九八二年四月のECによるGATT提訴、同年一〇月の「ポアチェ事件」、一九九七年七月のスクリュー・ドライバー規則など、記憶に残るさまざまな事件が数多く発生している。日本側でも、必ずしも欧州だけ対象にしたわけではないが、自動車の対欧輸出の「自主」規制、一九八五年七月のアクション・プログラム、一九八六年四月の前川レポート（輸出主導から内需拡大へ）などによって問題の鎮静に務めた。

その後、日本の対ECの貿易黒字は、円ベースでは一九八八年から九〇年まで三年連続で（ドルベースでは一九八九―九〇年）対前年比で減少した。とくに政治問題化していた日本車の対EC輸出については、一九九一年七月三一日に合意が達成され、輸出のモニターと自主規制が一九九九年末まで行われることになった。しかし、一九九〇年一一月以来、ドイツ統一にともなう需要の増大およびバブルの崩壊による日本経済の低迷などによって日本側の黒字はふたたび急速に増大し、一九九二年には約三一一億ドルと史上最高の黒字を計上した。しかし、一九九三年および一九九四年にはふたたび前年比で減少をみせ、欧州委員会も、日米関係とは異なる「建設的な対話」の成果を評価している。[8]

2　インド

インドは、前述の一九七二年一月二二日の共同趣意宣言に基づいて、ECとの間で包括的な通商協力協定を締結するための交渉に入り、協定は一九七三年一二月一三日に調印された。一九七四年四月一日に発効した通商協力協定は、

期間五年（更新可）で、非特恵で、双方向の貿易を促進するために共同委員会が設置され、共同プロジェクト企画、タバコ栽培、機械製品、皮革、家畜飼料などの分野が取り上げられた。懸案となっていた砂糖輸出についても一九七五年に合意ができ、ロメ協定の価格保証と同程度の額で、年間二万五〇〇〇トンの割当が認められた。[9] その後、通商協力協定は、一九八一年六月二三日に調印されたEC・インド通商経済協力協定（発効一二月一日）に取って代わられた。この協定も、期間五年（更新可）の非特恵協定であるが、貿易のみならず、産業、科学、エネルギー、開発などの分野における共同行動の基盤を提供した。貿易を中心とした「第一世代」の協定から、経済協力が加わった「第二世代」の協定となったということができる。

ECとインドとの間のこのような方式がECと他の南アジア諸国との関係のモデルとなった。ECは、通商協力協定を、一九七五年にスリランカ（発効一二月一日）と、一九七六年にパキスタン（発効七月一日）とバングラデシュ（発効一二月一日）と、それぞれ締結した。パキスタンとの協定は、インドと同様に一九八六年に改訂され、「第二世代」の協定に入っている。[10]

3　中国

一九七五年五月四日から一一日まで、対外関係担当のサー・クリストファー・ソームズ副委員長が中国を訪問し、ソームズは、周恩来首相、李先念副首相、喬冠華外相など中国側要人と会談した。中国は、ソ連などの国家貿易諸国の同様にNATOの経済版とみなしたECと長い間敵対関係にあったが、一九七一年に国連代表権を回復し次第に国際社会に復帰し始めていた。ソームズ訪中の結果、中国とECは外交関係を正式に樹立し、貿易協定締結に向けて予備交渉が開始された。

中国とECは、一九七八年四月三日に貿易協定に調印し、同協定は六月一日に発効した。内容は、期限五年（更新可）の非特恵で、中国はECからの輸入に好意的な配慮するとともに、ECは中国市場のさらなる開放を目指すこと、

経済、通商、産業分野における交流と接触を促進し、フェアーや展覧会を奨励することなどが目標として掲げられた。協議の場として、EC・中国貿易合同委員会が設置され、一九七八年協定の下で一九七九年七月からブリュッセルと北京で交互に計六回開催された。[11]

ECと中国との関係は、一九八五年五月二二日に調印された新しい貿易経済協力協定の発効によって強化された。これで中国とも「第二世代」の協定に入ったといえる。同協定の貿易に関する部分は一九七八年の協定と基本的に同様であるが、経済協力に関する部分は大幅に拡張され、工業差、鉱業、農業と農業加工、科学と技術、エネルギー、運輸、通信、環境保全、第三国における協力などからなっている。[12]

このようにECと中国との関係は、その速度は遅いが、順調に発展してきた。しかし、突如冷却化したのである。天安門事件である。一九八九年六月四日に発生した天安門事件に対して、EC委員会は即座に、中国政府の残虐な行為を非難するとともに、翌五日に予定されていたEC・中国合同委員会および六日のハイレベル協議の開催を中止した。[13] さらに、六月二六―二七日にマドリッドで開催された欧州理事会において、人権を無視し、民主主義的な権利を合法的に要求する人々に対してとられた暴力的な抑圧措置を激しく糾弾する「中国に対する宣言」を採択し、以下のような対中国制裁措置を発動することを決定した。[14]

①中国における人権を適切な国際フォーラムで取り上げ、中国での裁判に出席し、監獄を訪問する独立したオブザーバーの入国を認めることを求める。

②EC加盟国による軍事協力の停止と中国への武器の禁輸。

③閣僚およびハイレベルでの接触停止。

④ECおよび加盟国による新規協力プロジェクトの延期。

⑤文化、科学、技術協力の削減。

⑥中国人留学生に対するEC加盟国での滞在ヴィザの延長。

しかし、一九九〇年一〇月二二日、理事会は中国との関係を漸進的に正常化することを決定した。[15] 接触停止の解除によって一九九一年に入ると、四月に中国の副首相、六月の副外相がブリュッセルを訪問し、一〇月二三―二四日北京でEC・中国合同委員会が開催された。主要な議題は、ECの対中国貿易において増大しつつある赤字、とくにECからの輸入の減少の問題であった。制裁が制裁を発動する側に大きなマイナスの影響をもたらしていることを示す例となっている。訪中したフランツ・アンドリーセン副委員長は李鵬首相とも会談し、情報工学および電気通信にでの協力関する覚え書きが調印され、一一月一日にはEEC・中国バイオテクノロジー・センターが北京に創設された。[16] その後、ECと中国の関係は、交流および協力が拡大しているが、未だ完全に正常化したわけではなく、合同委員会のたびに、EC側は中国における人権擁護を重視していることを強調し続けている。

4　韓国

韓国とECの関係は、日本との関係と同じように包括的な通商協定のない「無協定」状況が続いてきた。このため韓・ECの貿易は、GATTの規定、とくに最恵国条項およびECの一般特恵制度（GSP）が適用され、唯一の部門協定は、一九八七年以来のMFA（多角的繊維取り決め）の下での繊維協定と一九八四年以来の鉄鋼輸出に関する取り決めであった。しかし、貿易関係の飛躍的な増大にともない、通商摩擦が拡大し、韓国の輸出（造船、履き物、乗用車、電気製品、電子製品等）、ECによるダンピング課税、韓国の市場開放および知的所有権の保護、一般特恵制度の適用停止などが争点となっている。協議メカニズムとしては、一九八三年三月に第一回韓・EC閣僚会議がソウルで開催されて以来、閣僚レベルの協議が定期的に開催されている。[17]

しかし、最近になって協定化への動きが始まった。一九九五年三月一四日の金泳三大統領の欧州委員会訪問を前に、理事会は三月六日欧州委員会に対して通商協力協定締結のための交渉マンデートを付与した。しかも、ここでは一挙

に「第三世代」の協定造りが目指されている。つまり、これまでの貿易、経済協力に加えて、政治対話、文化交流、環境保全、人権擁護などさまざまな分野における協力を目指す包括的な協定が交渉の対象となっているのである。具体的にはその内容は、期間五年（更新可）の非特恵協定を中心にECと韓国との間の経済関係を発展させるための枠組みを樹立し、相互の情報交換および投資の促進、さらに産業、科学、技術、文化、環境などの分野での協力推進を目指すものとなろう。EU側では、以下に述べるように他のアジア諸国との最近の協定と同じように、人権および民主主義の諸原則の保全を挿入したい意向である。[18]

5　政治的コンディショナリティーの付加

近年、ECでは、発展途上国との通商および開発協力に、人権擁護および民主主義の諸原則の尊重といった、いわゆる政治的コンディショナリティーを付加するようになってきた。ECは、すでに一九八〇年代から協定の締結に際して、例えば第三次ロメ協定の交渉において人権の保護を挿入させてきた。[19] 一九八六年七月二一日には、ECは外相会議において人権に関する宣言を採択した。さらに、一九八八年六月二五日のEC・コメコンのルクセンブルク宣言[20]以後、中・東欧諸国の民主化および市場経済の導入を支援するために一連の協定を締結してきたが、とくに前述の天安門事件および冷戦の崩壊以後、人権保護および民主主義の諸原則の尊重に基づいて、両当事者間の関係を促進したいという考えを一層鮮明にし始めた。一九九一年六月二八―二九日ルクセンブルクで開催された欧州理事会（首脳会議）において採択された人権に関する宣言[21]を受け、一一月二八日開発相理事会は人権、民主主義および開発に関する決議を採択した。[22] 人権の尊重、法の支配、民主的な諸機関の存在が公正な開発の基礎であることを再確認し、民主的な諸機関を設立し、自由選挙を行い、法の支配を強化し、人権の状況を改善しようとする国々を積極的に支援する一方で、逆に、重大な人権侵害を継続していたり、民主化の過程を阻害するような諸国に対しては、共同体が断固たる態度をとる必要を強調したのである。これが「第三世代」の協定の特徴のひとつとなっている。

このような原則は、新たに協定を締結する場合に適用されている。一九九二年六月一五日に調印されたECとマカオとの初めての貿易協力協定(一九九三年三月一日発効)もそうである。ECとモンゴルは、一九八九年に外交関係を初めて樹立していたが、一九九二年六月一六日に調印した貿易経済協力協定(一九九三年三月一日発効)にも、同様の文言が挿入された。ネパールとは、初めて貿易協力協定を締結するために、理事会は一九九四年一〇月二四日交渉のマンデートを委員会に与え、[23]一九九五年七月一三日仮調印された。

さらに、旧協定の改訂に際しても、同様の原則が適用され、「第三世代」の二国間協定となっている。インドとの新しい協力協定が一九九三年一二月二〇日に調印されたが、一九八一年通商経済協力協定になかった人権の擁護および民主主義の諸原則の尊重がうたわれた。同協定は、一九九四年八月一日に発効した。[24]スリランカとも、一九七五年協定を改訂した提携開発協力協定が一九九四年七月一八日に調印され、一九九五年三月二七日発効した。しかし、南アジアに分類しているモルジブ、ブータン、アフガニスタンに関して、EC/EUは個別案件について援助を行うことはあっても、包括的な協定を締結するに至っていない。

(二) 地域対地域との対話

このようにEC/EUとアジア諸国との関係は、基本的には包括的なバイラテラルな協定を枠組みにしながら発展してきたが、ASEANおよびASEAN加盟国との関係は、特異なものであった。

ASEANは、東南アジア五カ国が、一九六七年八月八日のバンコク宣言によって設立し、同地域の経済成長、社会的進歩、文化発展を加速し、正義と法の支配に基づく地域の平和と安定を促進し、共通の利益にかかわる問題に関して積極的な協力と相互支援を目的として設立された。

このASEANの一員であったマーレシアとシンガポールが、イギリスのEC加盟にともなって英連邦特恵の適用

を受けることができなくなり、前述の英・EC共同趣意宣言となったのである。ところが、これら二国を含めたASEAN諸国は、南アジア諸国のようにECとのバイラテラルな協定の締結に向かわずに、ECとASEANとの関係構築に動くことになった。[25] 一九七二年六月第四回ASEAN外相会議は、加盟国の貿易相からなる特別協調委員会（SCCAN）とASEAN諸国のブリュッセル駐在大使からなるASEANブリュッセル委員会（ABC）を設置した。同時に、インドネシアのスミトロ・ジョヨハディクスモ貿易相を団長とするASEANの代表団はブリュッセルを訪問し、六月一六日にラルフ・ダーレンドルフ対外関係担当委員と長とするEC委員会の代表と会合し、ECとASEANとの対話を制度化したのである。ECは、ASEANにとっては最初の域外パートナーとなったのである。ECは、例えばLAFTA（ラテンアメリカ自由貿易連合）のような域外の地域協力を支援してきており、その意味でもASEANの動きはECにとっては歓迎できるものであった。

一九七三年一月から対外関係担当の副委員長に就任したサー・クリストファー・ソームズも、一九七三年にバンコク、一九七四年ジャカルタで開催されたSCCANに出席さえした。その間、ECは、インドとの間で通商経済協力協定に調印したが、同様のバイラテラルな協定についてASEAN諸国に対して締結の打診を行った。しかし、ASEAN諸国は、ECと地域ベースでの関係を発展させたいと回答し、ASEAN自体の制度的な整備をECが待つことになった。そして、将来の協力の領域について検討するためEC委員会とASEAN五カ国の代表よりなる共同研究グループを発足させ、一九七五年ブリュッセル、一九七六年マニラ、一九七七年ブリュッセル、一九七八年バンコクでそれぞれ開催した。[26] 同時並行的にASEANは、一九七六年二月に初めて首脳会議をバリで開催し、ASEAN協和宣言を発表するとともに、東南アジア友好協力条約を締結し政治的な団結を誇示するとともに、一九七七年八月のクアラルンプールでの第二回首脳会議においてASEAN特恵貿易取り決め協定を結んで域内経済統合へ向かう姿勢を明らかにした。[27]

このようなASEANの発展を受け、一九七七年一一月にはEC駐在のASEAN諸国の大使とEC理事会の下部機関である常駐代表委員会(COREPER)との対話が開始されたが、ASEAN側は、閣僚レベルへの格上げを強く求めた。そして、一九七八年一一月二〇―二一日ブリュッセルで第一回EC・ASEAN閣僚会議が開催された。両機構の加盟国の外相たちとともに、EC委員会からはロイ・ジェンキンズ委員長と対外関係担当のヴィルヘルム・ハーフェルカンプ副委員長が出席し、協力協定締結に向けて準備会議の開催が決定された。一九七八年一二月一四―一五日ブリュッセル、一九七九年三月一―二日のジャカルタでの会合を経て、正式交渉が行われた結果、EC・ASEAN協力協定は、クアラルンプールで開催されていた第二回EC・ASEAN閣僚会議の席上、一九八〇年三月七日に調印された。一九八〇年一〇月一日に発効したEC・ASEAN協力協定の主な内容は、[28]

①通商協力(期間五年の非特恵取り決め、最恵国待遇の付与、貿易障壁の除去、より改善された市場アクセス、新しい貿易パターンの創出、貿易促進措置の勧告、相互に影響のある貿易措置に関する協議など)。

②経済協力(両地域における企業間のより緊密な結びつきと産業および技術協力の促進など)。

③開発協力(EC加盟国が合意した「非連合」発展途上国のための枠組みのなかにおけるASEAN諸国の経済発展と地域協力の促進)。

④共同協力委員会(JCC)の設置(協力活動を促進し、評価するため、さらに両者の協議の場として)。

その間、ECは、日・米・加・豪・NZとともに、一九七九年の第一二回ASEAN閣僚会議に招かれ、いわゆるASEAN拡大外相会議(PMC)の一員としてマルチの協議メカニズムに参加し始めただけでなく、バイラテラル協議においても一九七九年一二月のソ連のアフガニスタン侵攻やヴェトナムのカンボジア侵攻非難決議など政治協力の議題も取り上げるようになった。[29] さらに、一九八四年一月にはブルネイが加わり、ASEANは六カ国に拡大した。全体として、ECとASEANとの関係は、問題を含みながらも、[30] ほぼ順調に発展してきた。マインツ大学のマンフ

レッド・モルスによれば、ECとASEANの協力は、限界や困難がありながらも、「成功物語」と評価されている。[31]

一九九〇年代に入り、一九八〇年協定の調印時以来の変化を考慮して協定を見直すべきだとの声から、一九九一年五月三〇―三一日ルクセンブルクでの第九回EC・ASEAN外相会議および六月一日の特別経済相会議を経て、新協力協定の交渉に入ることが合意された。一九九二年六月二四日EC委員会は理事会に対して交渉の開始のためのマンデートを求めたが、理事会はゴー・サインをださなかった。[32] その理由は、前年一一月一一日に発生した東チモールのディリでの虐殺事件をめぐるインドネシアの人権抑圧問題であり、とくに一九九二年前半の議長国がインドネシアによる東チモール併合を認めていないポルトガルであったこともあって、交渉の開始が差し止められたのである。一九九二年一〇月二九―三〇日マニラで行われたEC・ASEAN閣僚会議は、人権で乏しい記録しかあげていない諸国との関係を格上げするのはECの政策と矛盾するとポルトガルが固執したことによって、あいまいなものに終わってしまった。[33] この改訂問題は未だ決着をみていない。

その後、ASEANは、一九九三年一月には自由貿易地域（AFTA）を発足させ、一九九四年七月にはASEAN地域フォーラム（ARF）を設立し、安全保障問題を取り上げることになり、EUも米・加・日・豪・NZ・韓とともに討論パートナー（ロ・中は協議パートナー）として参加することになった。EUからは、議長国ドイツのクラウス・キンケル外相とファンデンブルック委員が出席した。ARFおよび拡大外相会議は、EU側でもEUが欧州での経験を生かすことのできるものとして歓迎されているが、[34] 一九九五年七月に開催された第二回ARFおよび拡大外相会議では、フランスのジャック・シラク大統領の核実験再開の決定に対する非難が集中し、EUとASEANとの連携強化に影がさした。[35]

同じ七月の第二八回外相会議を機にヴェトナムがASEANに第七番目のメンバーとして正式加盟した。ECは、一九九〇年一一月にヴェトナムとの外交関係を樹立していたが、直後から議題となったのは、難民の地位をもたない

亡命ヴェトナム人、いわゆる「ボート・ピープル」の賠償と再定住(帰国)の問題であった。[36] その後ECでは、一九九三年一〇月四日に理事会がヴェトナムとの貿易協力協定の締結に向けて交渉指令を採択したが、その後の交渉は長引いた。[37] しかし、ヴェトナムのASEAN加盟に先立つ、一九九五年七月一七日貿易協力協定が調印されたのである。

ラオスとの関係については、一九九四年三月一日にラオス外相が欧州委員会を訪問し、個別の開発プロジェクトの援助財政協定に調印し、経済貿易協力協定の交渉を求めたが、[38] EUとして具体的な行動は未だとるに至っていない。カンボジアおよびミャンマーについても、個別援助は行っているものの、EUは二国間の包括的な協定を有していない。

(1) Commission of the European Communities, *European information "External Relations"*, The European Community and India, 50/81, June 1981, p. 1, 85/86, April 1986, p. 2, The European Community and the People's Republic of China, 83/85, November 1985, p. 1, 90/88, March 1988, p. 1, The European Communities and the Republic of Korea, 74/84, April 1984, p. 2.

(2) Anna Murpky and Peter Rudlow, "The Community's External Relations", in Centre for European Policy Studies (CEPS) ed., *The Annual Review of European Community Affairs 1990*, London, Brassey's (UK), 1991, p. 171.

(3) *European information "External Relations"*, 50/81, June 1981, p. 2.

(4) 日・EC／EU関係については Chihiro Hosoya, "Relations between the European Communities and Japan", *Journal of Common Market Studies*, Vol. 18 No. 2, December 1979. Albrecht Rohathacher, *Economic Diplomacy between the European Community and Japan 1959-1981*, Aldershot, Hants., Gower Publishing Company Limited, 1983. Reihard Drifte, "The European Community and Japan", in Juliet Lodge ed., *Institutions and Politics of the European Community*, London, Frances Pinter, 1983. Gordon Daniels, "EC-Japan: Past, Present and Future", in Juliet Lodge ed., *The European Community and the Challenge of the Future*, London, Pinter Publishers, 1989. Toshiro Tanaka, "Euro-Japanese Political Cooperation: In Search of New Roles in Inter-

national Politics", *Keio Journal of Politics*, No. 5, 1984. Toshiro Tanaka, "The European Community and Japan: Count-down to 1992", *The Japan Review of International Affairs*, Vol. 3 No. 2, Fall/Winter, 1989. Kensei Iwaki, "View from Japan: Asymmetries in the Evolving European-Japanese Dialogue", in Reinhardt Rummel ed., *Toward Political Union*, Baden-Baden, Nomos Verlargsgesellschaft, 1992. Toshiro Tanaka, "EPC in the World: A View from Japan"『法学研究』第六八巻第二号、一九九五年二月。石川謙次郎『ECの挑戦　日本の選択――一九九二年の展望』中央公論社、一九九〇年。石川謙次郎『EC統合と日本――もうひとつの経済摩擦』清文社、一九九一年。田中俊郎編『EC統合と日本――ポスト一九九二年に向けて』日本貿易振興会、一九九一年。小久保康之「日米関係とEC――兄弟に嫉妬する兄嫁」、木村昌人・高杉忠明編『パール・ハーバー五〇年――日本・アメリカ・世界』東洋経済新報社、一九九一年所収などを参照されたい。

(5) 田中俊郎「対外政策」前掲書、四一頁。

(6) Seventh *General Report* 1973, Luxembourg-Brussels, 1974, p. 437.

(7) 日・EC共同宣言の邦訳は、例えば石川薫編『統合ECのすべて』日本経済新聞社、一九九二年、二二四―二二七頁の参考資料にある。

(8) The Commission of the European Communities, Communication of the Commission to the Council, "Europe and Japan: The Next Steps", *COM* (95) 73, final Brussels, 08. 03. 1995, pp. 5–6.

(9) *European information "External Relations"*, 50/81, June 1981, p. 1, 85/86, April 1986, p. 2.

(10) 中国とEC／EUの関係については、以下を参照した。川崎晴朗「中国と欧州経済共同体」『外務省調査月報』第一七巻第一号、一九七六年。T. V. Sathyamurty, "The European Community and China", in Juliet Lodge ed., *Institutions and Politics of the European Community*, London, Frances Pinter, 1983. John Redmond and Zou Lan, "The European Community and China: New Horizons", *Journal of Common Market Studies*, Vol. 25 No. 2, December 1986.

(11) *European information "External Relations"*, 83/85, November 1985, pp. 1–2.

(12) *European information "External Relations"*, 90/88, March 1988, p. 3.

(13) The Commission of the European Communities, *Bulletin of the European Communities*（以下 *Bull EC*）, 6–

1969, p. 89.

(14) 23rd *General Report* 1989, Luxembourg-Brussels, 1990, p. 393, *Bull EC*, 6-1979, p. 17.

(15) 24th *General Report* 1990, Luxembourg-Brussels, 1991, p. 295.

(16) 25th *General Report* 1991, Luxembourg-Brussels, 1992, pp. 290-291.

(17) *European information "External Relations"*, 74/84, p. 26.

(18) *Bull EC*, 3-1995, p. 78.

(19) 大隈宏「『政策』対話をめぐる南北間の確執——第三次ロメ交渉協定締結交渉過程の分析」『国際法外交雑誌』第八七巻第三号、一九八八年八月、二八頁、註(19)。

(20) 詳細は、田中俊郎「ECのソ連・中欧・東欧政策」『日本EC学会年報』第一一号、一九九一年一〇月を参照されたい。

(21) *Bull-EC*, 6-1991, pp. 17-18.

(22) *Bull-EC*, 11-1991, pp. 122-123.

(23) *Bull-EC*, 10-1994, p. 60.

(24) *Bull-EC*, 7/8-1994, p. 83.

(25) ECとASEANとの関係の歴史的な発展については、以下を参照にした。Commission of the European Communities, ASEAN and the European Community, *European information "External Relations"*, 27/79, December 1979, 66/83, February 1983, 81/85, July 1985. The Economic and Social Committee, the European Communities, "Relations between the EC and the Member States of the ASEAN", Brussels, July 1986. Manfred Mols, "Cooperation with ASEAN: A Success Story", in Jeoffrey Edwards and Elfried Regelsberger eds., *European Global Links: The European Community and Inter-Regional Cooperation*, London, Pinter Publishers, 1990. John Redmond, "The European Community and ASEAN", in John Redmond ed., *The External Relations of the European Community: The International Response to 1992*, London, Macmillan, 1992. 邦文では、山影進『ASEAN——シンボルからシステムへ』東京大学出版会、一九九一年、一六七—一七〇頁。

(26) *European information "External Relations"*, 27/79, December 1979, pp. 3-4.

(27) 山影進、前掲書、一二頁。

(28) The Economic and Social Committee, *op. cit.*, pp. 21–22.
(29) 山影進、前掲書、一七〇、一七三頁、John Redmond, *op. cit.*, pp. 145, 147 参照。
(30) ASEANとECとの間に横たわる経済的な諸問題の詳細については、例えばRolf J. Langhammer and Hans Christoph Rieger eds., *ASEAN and the EC: Trade in Tropical Agricultural Products*, Singapore, Institute of Southeast Asian Studies, 1988, Jacques Pelkmans and Norbert Wagner eds., *A Privatization and Deregulation in ASEAN and the EC: Making Markets More Effective*, Singapore, Institute of Southeast Asian Studies, 1990, Norbert Wagner ed., *ASEAN and the EC: The Impact of 1992*, Singapore, Institute of Southeast Asian Studies, 1991 所収の諸論文などを参照されたい。
(31) Manfred Mols, *op. cit.*, p. 77.
(32) 26th *General Report* 1992, Luxembourg-Brussels, 1993, p. 292,
(33) Desmond Dinan, *Ever Closer Union?*, Border, Colorado, Lynne Rienner Publishers, 1994, p. 455.
(34) *Bull-EC*, 7/8–1994, p. 84.
(35) 『日本経済新聞』一九九五年八月三日。
(36) 24th *General Report* 1990, Luxembourg-Brussels, 1991, p. 296.
(37) 27th *General Report* 1993, Luxembourg-Brussels, 1994, p. 272, *Bull-EC*, 11–1994, p. 84.
(38) *Bull-EC*, 3–1994, pp. 76–77.

四　新アジア戦略(1)

(一) 全体の目標

一九九四年七月一三日に欧州委員会が提出した『新アジア戦略に向けて』は、その目標を以下のように設定している。

(一) 世界経済におけるEUの指導的な役割を維持するために、アジアにおけるEUの経済的なプレゼンスを強化す

る。二一世紀の初頭において、欧州がアジアにおいて重要なプレゼンスを樹立することは、欧州の利益がこの地域において十分に考慮されることを確保するものである。アジアにおける成長の速度を前提にすれば、欧州企業による積極的な参加は、欧州の労働者に対して質の高い職を提供することに貢献するであろう。

(二) 国際協力と理解を促進することによってアジアにおける安定に貢献する。EUはこの目的のためにアジア諸国との政治的・経済的な関係を拡張し、深化させていかねばならない。

(三) アジアにおける比較的に貧しい諸国および地域の経済発展を促進する。予見できる将来においてアジアが貧困の人々が最も多く集中する地域であり続けることを前提にして、EUとその加盟国は、貧困の撲滅と持続可能な成長に貢献し続ける必要がある。

(四) アジアにおける民主主義、法の支配、人権および基本権の尊重を発展させ、強固にすることに貢献する。

(二) 新しい政治的アプローチ

これまでのEC／EU－アジア関係は、貿易、投資、援助などを中心とする経済問題が圧倒的な割合を占めてきたし、これからもこれらの経済問題が中心となるであろうことも確実である。しかし、『新アジア戦略に向けて』では「アジアに対するEUの新しい政治的アプローチ」の章が前面にだされている。その直接的な理由は、この文書が欧州委員会によって採択された直後の七月末にバンコックで、ASEAN拡大外相会議とともに、初めてのASEAN地域フォーラム(ARF)が開催され、ポスト冷戦期の多様な紛争に対処するとともに、東南アジアを含めたアジア太平洋地域全体の政治・安全保障対話が開始されることになっていたからである。ECは、一九七二年以来ASEANとの協議を行ってきたばかりでなく、ASEAN拡大外相会議にメンバーとして毎年参加してきた。その上、EUは、EUの利益と価値を保全するだけでなく、世界政治において建設的な役割を演ずることのできる共通外交安全保障政

策を発展させる任務を加盟国から委託されており、CSCE（全欧州安保協力会議、一九九五年以後OSCE）を設置し、運用してきた欧州の経験が、アジア地域においてもある種の参考となるという自負があったのである。

欧州委員会の現状分析では、アジアと主要国との政治・安保関係は、アジアにおける急速に拡張しつつある経済成長と冷戦の終結の二つが入り交じった影響の下に漸進的ではあるが非常に大きな変化をとげつつある。その概要は以下のとおりである。

安全保障の観点からするならば、米国がこの地域におけるキープレヤーにとどまる。しかし、米国は、封じ込めの目標よりも経済的な利益を優先する方向にあり、例えば中国に対する最恵国待遇を延長した決定がそれにあたり、貿易と人権との結びつきを解除した。日本は、米国との間で特権的な安全保障関係を享受しており、日本国憲法は日本の軍隊を海外に派遣することは禁止しているが、国際平和維持活動（PKO）は可能である。ロシアは、内部志向的になっているが、とくに北朝鮮との関係において、考慮しておかなければならない国である。パキスタン（とくにアフガニスタンとのかかわりにおいて）、中国、インドは、ロシアの安定と将来の発展について鍵を握っている旧ソ連の中央アジアで重要な役割を演じている。欧州諸国がアジアからほぼ完全に撤退した後、アジアにおける発展に対する欧州の影響は、開発援助、文化交流とともに、主として貿易および投資の手段を通したものであった。しかし、一部の加盟国は、アジア地域でより広い利益を有し、安全保障を含む関係を維持している（五ヵ国防衛取り決めが、イギリスとマレーシアおよびシンガポールを結びつけている）。

さらに、アジア諸国のなかには、アジア地域だけでなく、それを超えた場所での政治問題に関与したいと野心をもっている諸国がある。名指しはしていないが、国連の安全保障理事会の常任理事国入りを希望する諸国もある。

このような状況の下で、EUはアジアとの政治対話を強化することを提案している。EUは、すでに日本などとバイラテラルベースおよびASEAN地域フォーラムなどのマルチの場での政治協議を行ってきたが、チャネルの多様

化と政治的討議のテーマとして以下問題が例示されている。

(1) 軍備管理と不拡散

①通常兵器(国連軍備登録制度の充実、対人地雷の規制強化)

②核拡散防止条約(NPT)の無期限、無条件延長

③国際原子力機関(IAEA)のセーフガード・システムの強化(北朝鮮)

④兵器製造に使用される関連物質と技術に対する輸出政策

⑤化学兵器禁止条約および生物兵器禁止条約

⑥全面核実験禁止条約

(2) 人権

(3) 麻薬

(三) 新しい貿易協力戦略

なぜEUがアジアに対する新しい貿易協力戦略が必要であるかについて、欧州委員会は、アジアの上昇が世界の経済力の均衡を劇的に変化させつつあるからであるとする。[2] そこにあるのは「高度成長のアジアに対する羨望の目」であり、欧州委員会は、アジアのバスに乗り遅れることは、アジア市場だけでなく世界における欧州産業の将来はないと警鐘を鳴らしているのである。

欧州委員会は、IMFの数字をとりながら、一九九〇年から一九九五年までの期間におけるアジアのGNPの平均成長率を四四%とみなし、ラテンアメリカ(一六%)、アフリカ(一一%)、東欧・旧ソ連(マイナス三二%)と比較し、さらに世界銀行の数字を挙げて、二〇〇〇年までにおける世界貿易の伸びの半分が東アジアおよび東南アジアに起因

すると、世界経済の成長センターとしてのアジア、とくに東アジアおよび東南アジアを高く評価している。

そのアジアとEUとの貿易関係は、一九九三年の数字で、**表―1**のようになっている。アジア三地域のなかでは東アジアとの貿易が圧倒的に大きいが、その貿易総額は、米国との貿易に近い規模になっている。同時に、東アジアのなかででも、日本との貿易額が最も多く、EU側の貿易赤字の最大の原因となっているが、日本を除いた東アジアとの貿易総額の方が日本との貿易額よりも大きく、EUの裏庭ともいえる東欧との貿易総額よりも若干大きいことが注目される。香港とシンガポールとの貿易は、EUにとって黒字になっているだけでなく、貿易総額は南アジアの大国インドよりも大きいことも重要である。

前述のように、一般特恵制度（GSP）の恩恵を受けているアジア諸国は一九八八年の時点でトップ一〇位にアジアの七つの国家と経済主体が占めており、一九九二年時点で一般特恵制度の適用をうけているECの輸入の内、七二％がアジア諸国からのものであった。ただし、ロメ協定によって導入されたSTABEX（輸出所得保証制度）の適用の恩典を受けているアジア諸国は、バングラデシュ、ネパール、ビルマだけである。

アジアの成長は、全体として、さらに平均しても、めざましいものがあるが、アジアのなかには未だ貧困に喘ぐ諸国もある。このため、EUと加盟国は、**表―2**が示すように、一九七六年から一九九一年までの間に約二九六億ドルをODA（政府開発援助）としてアジアに提供してきており、その総額は、日本に次いで第二位であり、米国の三倍近くを提供してきた。その内わずか一〇％がEC／EUとしてであり、九〇％近くが加盟国のODAとなっており、依然として援助が加盟国の外交の道具になっている実態をうかがわせる。また、この額のわずかな部分だけが経済協力に配分され、大部分の残りは主として地方開発プロジェクトと食糧援助に回されている。国別にみると、インド、バングラデシュ、インドネシア、中国の順で、日本の場合のインドネシア、中国、フィリピン、タイ、バングラデシュ、インドと比べて、優先順位の違いが際立っている。

表-1 The European Union's Trade with the Countries of Asia (1993)

Unit=Million ECU

	Total trade	Exports	Imports	Balance
I. EAST ASIA	153,046	60,514	92,532	−32,018
East Asia (not incl. Japan)	82,823	37,941	44,882	−6,941
Japan	70,223	22,573	47,650	−25,077
Korea	15,287	7,552	7,735	−183
China	30,840	11,302	19,538	−8,236
Taiwan	17,971	7,573	10,398	−2,825
Hong Kong	17,889	11,299	6,590	4,709
Macao	579	61	518	−457
Mongolia	36	13	23	−10
North Korea	221	141	80	61
II. SOUTHEAST ASIA	49,868	23,524	26,344	−2,820
ASEAN	48,588	22,921	25,667	−2,746
Brunei	985	588	397	191
Indonesia	9,102	4,067	5,035	−968
Malaysia	10,232	3,985	6,247	−2,262
Phillippines	3,616	1,730	1,886	−156
Singapore	14,020	7,593	6,427	1,166
Thailand	10,633	4,958	5,675	−717
Cambodia	61	26	35	−9
Laos	50	11	39	−28
Vietnam	1,030	486	544	−58
Burma	139	80	59	21
III. SOUTH ASIA	18,810	9,376	9,434	−58
India	12,112	6,230	5,882	348
Pakistan	3,706	2,028	1,678	350
Sri Lanka	1,296	566	730	−164
Nepal	240	47	193	−146
Bangladesh	1,336	433	903	−470
Maldives	34	18	16	2
Bhutan	7	5	2	3
Afghanistan	79	49	30	19
GRAND TOTAL	221,724	93,414	128,310	−34,896
USA	170,336	84,060	86,276	−2,216
Latin America	45,499	23,558	21,941	1,617
East Europe	80,626	41,899	38,727	3,172

SOURCE:Eurostat

出典 Commission of the European Communities, "Towards A New Asia Strategy", *COM* (94) 314, final Brussels, 13. 07. 1994, p. 31.

表-2 The Europen Union, Japan and US ODA to the Developing Countries of Asia (1976-1991)

Unit = $ million. Source: OECD

	EU member states ODA to Asia	*EU ODA (administered by the Commission)*	*Total EU ODA to Asia (Commission Plus member states)*	*Japan's ODA to Asia*	*US ODA to Asia*
I. East Asia	2,869.9	191.7	3,061.6	6,077.3	65
China	2,493.0	190.7	2,683.7	5,394.6	0
Korea	376.9	1.0	377.9	682.7	65
II. Southeast Asia	8,080.3	544.6	8,624.9	19,506.4	3,876
ASEAN	6,650.5	320.4	6,970.9	17,271.7	3,774
Indonesia	4,281.5	100.1	4,381.6	7,243.9	1,212
Malaysia	421.3	6.4	427.7	1,845.6	10
Philippines	806.5	71.0	877.5	4,112.1	2,210
Singapore	121.2	0.9	122.1	135.8	9
Thailand	1,020.0	142.0	1162.0	3,934.3	333
Cambodia	111.4	65.3	176.7	4.2	22
Laos	97.2	14.5	111.7	131.6	0
Vietnam	528.4	114.2	642.6	131.5	10
Burma	692.8	30.2	723.0	1,967.4	70
III. South Asia	15,644.7	2,307.1	17,951.8	9,695.7	6,682
India	7,168.8	1,217.3	8,386.1	2,396.4	1,084
Pakistan	2,235.0	177.7	2,412.7	1,898.9	2,043
Sri Lanka	1,491.3	149.1	1,640.4	1,547.4	840
Nepal	805.2	33.5	838.7	704.2	235
Bangladesh	3,821.5	707.7	4,529.2	3,124.4	2,228
Afghanistan	122.9	21.8	144.7	24.4	252
GRAND TOTALS	26,594.9	3,043.4	29,683.3	35,279.4	10,623

出典　表-1に同し。p 32.

比較の対象とされた日本の対アジア政策については、「東アジアにおける日本のプレゼンスと同地域内で日本が果たしている役割は巨大であり、発展継続中である。援助、貿易、投資の結びつき非常に強く、相互に利益があることが証明されている」と高く評価している。さらに、米国についても、「そのアジア政策をさらに強調し始めている。その最も明白な兆候は、APEC(アジア太平洋経済協力会議)の積極的な推進と参加である」と、経済的なプレゼンスを増しつつあることが指摘されている。

このような状況で、EUが積極的な戦略をとらないと、日本、米国、新興工業国で資本の豊かな韓国や台湾などの企業との過酷な競争故に、EUがこの地で起こりつつある経済的奇跡に負けることになる。もし欧州企業が、来るべき次の一〇年における世界の主要成長センターで十分な割当を獲得することができないならば、アジアだけでなく世界市場での収益と競争力に影響を及ぼすことになるであろう。

このような事態の発生を予防するため、欧州委員会は、EUとして以下のような具体的な手段をとることを勧告している。

(1) アジアにおける欧州のプロフィールを向上させるための諸提案

①広報政策(アジアにおける欧州のイメージ調査を含む)

②欧州招聘計画の拡張

③アジアとの高等教育および訓練の結びつきの強化

④非中央集権化された協力の奨励(姉妹都市、文化交流)

⑤欧州にあるアジアの専門機関のネットワークの構築

(2) アジアにおける欧州の経済的なプレゼンスの強化

①ロビーイング(各国の基準と品質管理、知的所有権などの立法や行政指導、基準・試験・認証の相互承認協定)

②旧国家貿易諸国への専門知識の提供および政策助言（改革を進めている中国、モンゴル、ヴェトナム、ラオスおよび未だ改革に乗り出していないビルマ、北朝鮮）
③企業間協力の促進（情報の増加、産業協力の枠組みの提供、中小企業の参加）
④欧州の企業連合会や商工会議所間の結びつきの創設（例えば欧州アジアビジネス協議会）
⑤科学技術、研究開発分野での協力の向上
⑥欧州技術センターの創設（例えばEC・シンガポール環境技術研究所）
⑦投資支援（投資誘因の提供、貿易促進支援）
⑧貧困の撲滅への協力
⑨環境分野における協力の向上
⑩農業加工品市場の開発

㈣ 結　論

①EUは、アジアに対してより高い優先順位をつけ、アジア諸国および地域グループとの関係を深化させ、拡張していかなければならない。
②EUは、地域および世界の双方で平和と安定の維持に重要な貢献をする用意があり、それができるアジア諸国との政治対話を発展させなければならない。
③EUは、地域およびサブ・リージョナルな安全保障フォーラム、とくにASEAN地域フォーラム（ARF）との関係を強化しなければならない。
④EUは、モノおよびサービスの貿易における市場開放をより強く強調する必要がある。

⑤EUは、自らが比較優位に立つ分野（例えば銀行業、エネルギー、環境技術、輸送機器、電気通信など）を反映するような経済協力部門における優先順位をつける必要がある。

⑥EUは、国家管理から市場志向経済に移行しつつあるアジア諸国（中国、インド、ヴェトナム、パキスタンなど）が、開かれた、市場に基づく世界貿易システムに統合されるように支援する必要がある。

⑦プロアクティブな（先行学習に影響された）経済協力により大きな力点を置かねばならない。この種の協力における最優先は、東アジアおよび東南アジアだけに限定されない、新たに出現しつつあるアジア市場に置かれねばならない。具体的には、韓国、中国、マカオ、台湾、香港、インドネシア、マレーシア、パキスタン、シンガポール、タイ、インドである。

⑧主要な貧困問題を抱える諸国の人口問題に焦点を当てる貧困撲滅戦略のため、EUおよび加盟国の最善の経験を集める必要がある。この対象国には、中国、モンゴル、カンボジア、ラオス[3]、ヴェトナム、インド、バングラデシュ、ブータン、ネパール（政治条件が許せば、アフガニスタン、ビルマ）がある。

なお、以上のような内容をもつEUの新しいアジア戦略について、アジア諸国は歓迎している。例えば、一九九四年九月二二―二三日カールスルーエで開催された第一一回EU・ASEAN閣僚会議において、ASEAN諸国は、欧州委員会の『新アジア戦略に向けて』について好意的な反応を示した。

（1）本節では、the Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council, "Towards a New Asia Strategy", *COM* (94) 314, final Brussels, 13. 07. 1994 を使用する。

（2）藤原豊司「高度成長のアジアに羨望の目」、藤原豊司・田中俊郎『欧州連合　五億人の巨大市場』東洋経済新報社、一九九五年、一九三―二〇六頁。

（3）*BUll-EC*, 9-1994, pp. 61-62

五　おわりに

ＥＵでは、この新戦略の基本路線に基づいて、各論ではすでに動き出している。ＥＵは、積極的にこれまでの枠組み協定関係の改訂を進め、「第三世代」の協定を締結したり、同時並行的に初めての枠組み協定を締結したり、締結に向けて交渉を開始していることは前にみたとおりである。

さらに一九九五年に入り、三月八日に欧州委員会が提出したコミュニケーション『欧州と日本――次の段階』[1]も、『新アジア戦略に向けて』の延長上にあるものである。同様のコミュニケーションが中国との関係についても用意された[2]。これらは、すべて、ＥＵがアジア重視の姿勢をみせている証である。と同時に、総論から各論に入りつつあることを示している。

さらに、ＥＵとＡＳＥＡＮとの対話に代表される地域対地域との対話および協力も今後さらに活発になるであろう。地域対地域の対話は、ＥＥＣとアフリカ諸国・マダガスカル（ＡＡＳＭ）とのヤウンデ協定の交渉を起源としているが、ＬＡＦＴＡ、アラブ連盟、ＡＣＰなどとの対話とともに、ＥＣ・ＡＳＥＡＮとの対話は、貴重な前例となった。さらに、地域対地域の対話は、一九八〇年代初期から飛躍的増大している[3]。将来的には、アジア地域では、ＡＳＥＡＮとの関係と比較してほとんど進んでいない南アジア地域協力連合（ＳＡＡＲＣ）との関係が課題となるであろう。

現在、ＥＵにとって、ＡＳＥＡＮ諸国を含めてアジアとの対話の枠組みに関して緊急の課題となっているのは欧亜首脳会議である。この構想は、一九九三年一〇月にシンガポールのゴー・チョクトン首相が提唱したもので、一九九六年三月初頭にタイで開かれることになった。欧州側はＥＵと一五の加盟国、アジア側はＡＳＥＡＮ七カ国と、中・日・韓、計一〇カ国が参加することになっている。

これまで、欧州委員会は、ＡＰＥＣ（アジア太平洋経済協力会議）の非公式首脳会議にオブザーバー参加することを非

公式に求めてきた。しかし、その打診は、一九九三年一一月のシアトルではアジア太平洋の問題に欧州が口出しすることを嫌う米国によって、一九九四年一一月のボゴールでは東チモール問題で人権擁護を掲げるEUの動きに反発するインドネシアによって、それぞれ拒否されてきた。EUは、世界で最も成長率の高い東アジア地域の発展計画から排除されるのを恐れており、[4] アジア太平洋の枠組みが排他的にならないようするためにも、欧亜首脳会議の提案はEUにとって渡りに船となっている。日本は豪・NZの参加を求めており、最終的な態度を確定していない。この構想は、日本にとっては、マレーシアのマハティール首相が提唱してきたEAEC(東アジア経済協議体)の構想ともからんで、やっかいなものとなっている。

ともあれ、欧州諸国およびEUがアジアで影響力を回復することができるかは、いかに欧州諸国の指導者たちがせっかく盛り上がってきたアジアに対する強い関心を維持し、『新アジア戦略に向けて』で欧州委員会が提起したさまざまな提案を具体的に実施にしていくかにかかっているのである。

(1) The Commission of the European Communities, Communication of the Commission to the Council, "Europe and Japan: The Next Steps", *COM* (95) 73, final Brussels, 08. 03. 1995.

(2) *COM* (95) 279, final Brussels, 07. 1995.

(3) 詳細は、Elfriede Regelsberger, "The Dialogue of the EC/Twelve with Other Regional Groups: A New European Identity in the International System?", in Geoffrey Edwards and Elfriede Regelsberger eds., *op. cit.*, Elfriede Regelsberger, "The Twelve's Dialogue with the Third Countries: Progress towards a *Communauté d'action*", in Martin Holland ed., *The Future of European Political Cooperation*, London, Macmillan, 1991 を参照されたい。

(4) 藤原豊司、前掲書、一九八頁。

(一九九五年八月一九日稿)